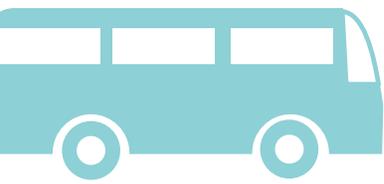




第1章
はじめに



第1章 はじめに

第1章

はじめに

1.1 山形市地域公共交通計画について

1.1.1 山形市地域公共交通計画策定の趣旨

山形市地域公共交通計画は、山形市の最上位計画である「山形市発展計画」に即して、「山形市都市計画マスタープラン」及び「山形市立地適正化計画」で示された将来の山形市のまちづくりを支える、自家用車に頼らなくても誰もが快適に移動できる環境を構築することを目指し、地域にとって望ましい公共交通ネットワーク及び地域の移動手段を確保・充実するための取組をとりまとめている。

なお、この計画は、令和3年(2021年)3月に、第1期山形市地域公共交通計画(以下、「第1期計画」という。)として策定しており、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(以下、「法」という。)に基づく、法定計画である。

1.1.2 第2期山形市地域公共交通計画策定の考え方

第2期山形市地域公共交通計画(以下、「第2期計画」という。)は、第1期計画の評価を基に、情勢の変化や国が自治体向けに示した『地域公共交通計画の「アップデートガイドンス Ver.1.0」』(以下、「ガイドンス」という。)、及び令和7年(2025年)3月に策定された「山形市発展計画 2030」を踏まえて、必要な見直しを行い、具体的な取組を定める。

第2期計画は、第1期計画で示した将来の交通体系である「公共交通ネットワークビジョン」を基盤とし、「山形市発展計画 2030」が掲げる令和22年(2040年)の将来像との整合性を図りながら、バックキャストの視点に立って計画を策定する。

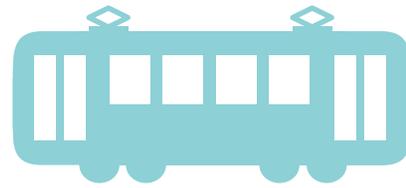
1.2 計画期間

第1期計画：令和3年(2021年)4月～令和8年(2026年)3月

第2期計画：令和8年(2026年)4月～令和13年(2031年)3月

1.3 区域

山形市全域とする。



1.4 上位・関連計画と本計画の位置づけ

第2期計画は、山形市基本構想*に示された基本的理念に則り、山形市発展計画2030の計画内容に基づいて策定する。併せて、関係する各種計画との整合性を確保するものとする。

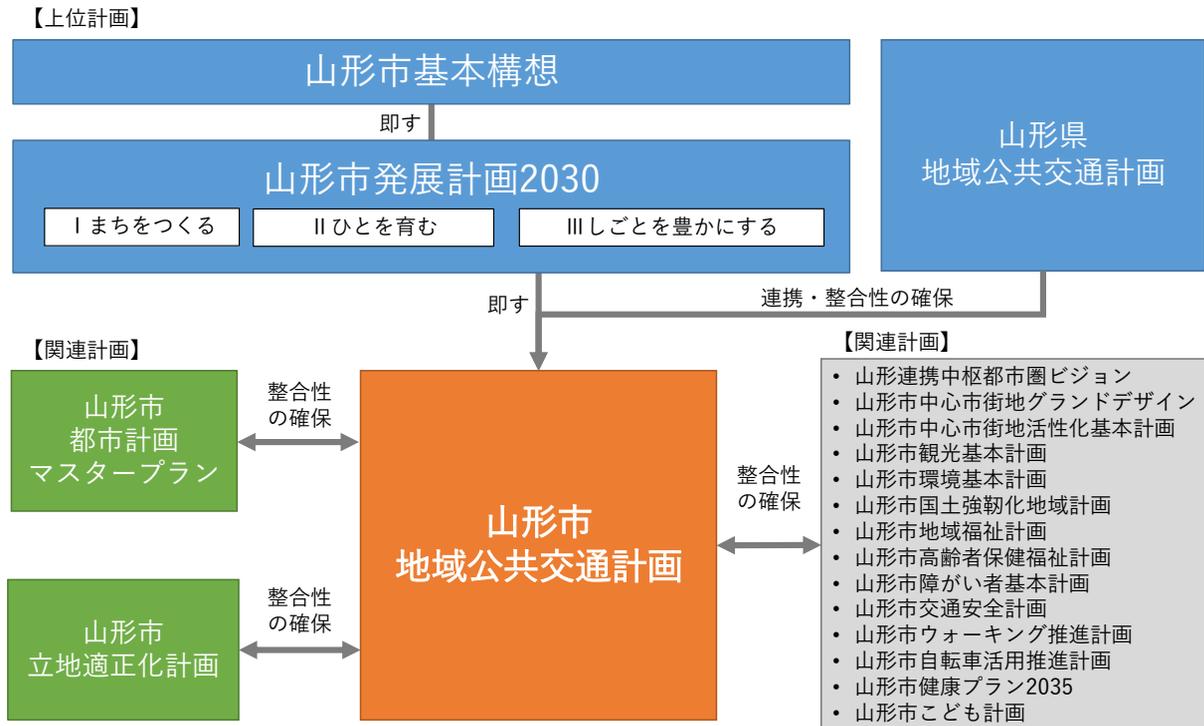
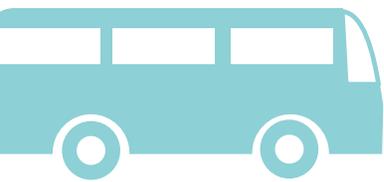


図 1-1 本計画の位置づけ

* 山形市基本構想：巻末に用語解説



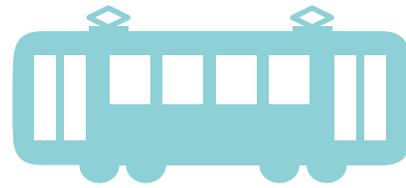
1.5 上位・関連計画における公共交通の位置づけ

(1) 山形市発展計画 2030

表 1-1 山形市発展計画 2030 の概要

計画策定年月	令和 7 年(2025 年)3 月
担当部署	企画調整部企画調整課
計画の概要	総合的かつ計画的な市政運営を推進し、まちづくりの展望を示す山形市の最上位の計画(基本計画)として位置づけられるもの。 また、まち・ひと・しごと創生法(平成 26 年法律第 136 号)第 10 条第 1 項に規定する「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(地方版総合戦略)」を兼ねる。
公共交通関係の内容	「健康医療先進都市」「文化創造都市」の 2 大ビジョンのもとで、「まちをつくる」「ひとを育む」「しごとを豊かにする」の 3 つを重要テーマに定め、それらを支える行政運営を軸とした政策体系として 19 の政策分野を設定している。公共交通は、施策を推進するための横ぐしの視点として位置付けられる。 【政策分野】テーマ「I まちをつくる」 ▶2040 年のまちの姿 「まち」「ひと」「しごと」公共交通が全てを繋ぐまち ▶山形市発展計画 2030 の施策(ビジョン) ①公共交通の整備 ②持続可能な公共交通ネットワークの構築 ③広域公共交通の充実 ▶具体的な取組 ○公共交通ネットワークの最も重要な骨格となる鉄道や幹線となる路線バスの高頻度化など、更なる充実を図ります。 ○定時定路型や AI オンデマンド交通*等の各種実証運行等モデル事業の本格運行及び他地区への横展開を行います。 ○市南部新駅整備、楯山駅周辺整備について、計画最終年度の令和 11 年度までの工事着手を目指すべく関係機関と協議を進めます。 ○交通事業者と行政が適切に役割分担しながら、路線バスやコミュニティバスなど、既存公共交通の確保、維持、改善を図るとともに「交通空白」解消に向けた施策を推進します。 ○交通事業者において人手不足が深刻化する中、新交通システムについての研究を行うとともに自動運転やライドシェアなどと合わせて、実現可能性を検討します。 ○コミュニティサイクル*事業の安定性・継続性(適正なサイクルポート配置・自転車台数・維持管理等)を確保します。 ○山形駅東口・市役所前バス停等における上屋やデジタルサイネージ*の環境整備を行います。 ○仙山線の機能強化に向け「仙山線の利用促進及び利便性向上プロジェクト」に基づく各種施策を推進します。 ○やまがた MaaS*「らくのる*」の機能向上による、地域内・広域公共交通の更なる利用促進を図ります。 ○県や連携中枢都市圏*の連携市町と連携し、地域間を跨ぐ公共交通の課題解決に向けた取組を実施します。 ○令和 7 年度に見直す次期地域公共交通計画では、これら取組の深度化と現計画のアップデートを図りつつ、「まち」「ひと」「しごと」全てを繋ぐ公共交通”の実現に向けた新たな取組を検討します。

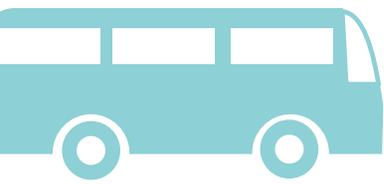
* デマンド交通(オンデマンド交通・デマンド型交通・デマンドタクシー)・ライドシェア・コミュニティサイクル(シェアサイクル)・サイクルポート・デジタルサイネージ(電子看板)・MaaS・らくのる(やまがた MaaS「らくのる」)・連携中枢都市圏:巻末に用語解説



(2) 山形市都市計画マスタープラン

表 1-2 山形市都市計画マスタープランの概要

計画策定年月	平成 10 年(1998 年)10 月策定、平成 29 年(2017 年)3 月見直し
担当部署	まちづくり政策部まちづくり政策課
計画の概要	都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づき、市民の意見を反映させながら、本市における都市計画に関する基本的な方針を総合的かつ体系的に示すもの。
公共交通関係の内容	都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づく、市町村の都市計画に関する基本的な方針。 <div data-bbox="451 691 1369 1579" data-label="Diagram"> </div>
	<p>図 1-2 山形市の将来都市構造の概念</p> <p>【分野別構想】 第 2 章第 2 節 交通体系の方針 (2)交通体系の方針 ②公共交通 ●広域的な公共交通ネットワークの形成 ●鉄道利便性の維持・向上 ●路線バスの活性化 ●生活交通の確保</p>



(3) 山形市立地適正化計画

表 1-3 山形市立地適正化計画の概要

計画策定年月	令和3年(2021年)3月策定、令和5年(2023年)12月第1回変更
担当部署	まちづくり政策部まちづくり政策課
計画の概要	都市計画マスタープランに掲げる将来都市構造である「拠点ネットワーク型集積都市」の実現に向けて、市域全体を俯瞰した適切な土地利用と施設配置の実現、ならびに効果的かつ効率的な交通環境の整備を図るため、より具体的な拠点やネットワークのあり方を明らかにするもの。
公共交通関係の内容	<p>3章</p> <p>(2) 目指す将来市街地構造</p> <p>② 公共交通ネットワークの設定方針</p> <p>5章 計画を実現するための施策</p> <p>(1) 都市機能*の維持・誘導を図るための施策</p> <p><副次拠点における都市機能の維持・誘導></p> <ul style="list-style-type: none"> ・副次拠点における中心拠点と生活圏をつなぐ結節機能を強化するため、鉄道駅やバスターミナル*などの交通結節施設の新規整備・誘導について検討します。検討にあたっては、交通事業者とも連携しながら、公共交通網の再編にあわせた検討を行います。 ● 地域公共交通計画と連携した交通結節施設の整備・誘導に向けた検討 ● 交通結節機能周辺への駐車場や駐輪場の整備による多様な移動手段との連携強化 <p>(4) 公共交通に関する施策</p> <p><公共交通の維持・充実></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各拠点と生活圏が有機的に連携した交通ネットワークの形成に向け、山形市地域公共交通計画に基づく公共交通網の再編を推進します。 ● 地域公共交通計画に基づくバス路線の再編 ● 市街地の北部・南部それぞれの圏域を回遊するコミュニティバスの検討 ● 地域の属性に応じた多様な主体による多様な移動手段の確保 ● ノーマイカーデーの実施などによる自家用車に依存しない生活の普及・啓発 ● 自家用車依存の低減による公共交通の利用促進 <p><交通拠点の整備に向けた取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点内における交通結節施設の整備に向けて、病院や大規模商業施設等へのバスターミナルの設置、鉄道駅のターミナル機能の強化などの可能性について検討を行います。 ● 地域公共交通計画と連携した交通結節施設の整備・誘導に向けた検討【再掲】 ● 鉄道新駅設置に向けた検討

* 都市機能(準都市機能誘導区域)・バスターミナル: 巻末に用語解説